

令和6年度における環境配慮等の状況

最高裁判所

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）第6条に基づき、令和6年度における環境配慮等の状況を下記のとおり公表します。

記

1 環境配慮のための基本理念

全国の裁判所は、環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資するため、政府の環境基本計画の趣旨を踏まえ、環境に与える負荷の低減に資する取り組みを推進することとしている。

2 環境配慮のための具体的取組

- (1) グリーン購入法に従った調達
- (2) 環境配慮契約の推進
- (3) 庁舎内の電気使用量の削減
- (4) 執務環境や地域の気候等の事情に応じた働きやすい服装による執務の奨励
- (5) 冷暖房運転の調整等による冷暖房温度の適切な設定
- (6) 用紙使用量の削減
- (7) 上水使用量の削減
- (8) 一般公用車の更新は、CO2排出削減に関して、より高機能な車種を選定

3 令和6年度の取り組み実績

項目	令和5年度	令和6年度	
		実績	前年度との比較
電気使用量（千 kWh）	85836	85961	100.15%
都市ガス使用量（千 m ³ ）	8515.86	9043.32	106.19%
公用車燃料（ガソリン）使用量	109699.1	99955.5	91.12%
上水使用量（m ³ ）	606686.5	628792.6	103.64%
用紙類使用量（A4・箱）	120491	120062	99.64%